

知っていますか？ 東郷町環境基本条例



◎問い合わせ
環境課
☎0561・56・0729

本町では平成13年に「東郷町環境基本条例」が公布されています。この条例では本町の豊かな自然を保全し、後世に引き継いでいく基本的な考え方や、町、町民、事業者の役割など、環境への取り組みに対する町の基本姿勢が示されています。近年、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題など多様化する環境問題が叫ばれている中、本町においても、急速な都市化により、昔ながらの自然が失われつつあります。私たちの暮らすこのまちの現在の環境を保全するとともに、より良い環境を創造し、次の世代に継承するために、町、町民、事業者が協働し、今、自分にできる環境活動について考えてみましょう。



東郷町環境基本条例ってなに？



東郷町の豊かな環境を、次の世代に引き継いでいくことを目的とした条例だよ。町（行政）や町民、事業者がそれぞれ取り組んでもらうためのルールだよ。



私たちにはどんな役割があるの？



町民の皆さんは、毎日の生活の中で環境に配慮した行動をしてもらう責任があるんだよ。加えて、環境の保全や創出に自分から積極的に取り組んでもらうのはもちろん、町（行政）の取り組みに協力する責任もあるよ。



環境の創出ってどういうこと？



今ある環境を守って、持続していく「環境の保全」とは別に、新たに環境を創っていくことを言うんだ。例えば、植林活動であったり、多様な生物の生息環境としてビオトープを創ったりすることを言うよ。また、そのような活動団体を作ることも「環境の創出」になるんだよ。



私たちは何をしたらよいの？



町民の皆さんや事業者の皆さんは次のことを行ってね。

- 1 良好な環境とはどういうものか考えてください。
- 2 環境問題について、自分から学習してください。
- 3 できることから環境活動に取り組んでください。
- 4 事業者の皆さんは、事業活動に伴う環境への支障を防止してください。



事業者の人にはどんな役割があるの？

事業者の皆さんは次のことに注意してね。

- 1 事業活動によって公害が発生しないようにしてもらいます。廃棄物は適正に処理して、その他の自然環境も適正に守ってもらうようお願いしています。
- 2 製品を作ったり、加工したり、販売する場合には、その製品が使われたり、廃棄されることによる環境負荷を減らしてもらいます。再生資源など環境負荷の低い原材料などを使用してもらいます。
- 3 事業活動を行うときには、環境の保全、創出に積極的に努めてもらうとともに町（行政）が実施する環境施策への協力もお願いします。



町の役割は？

東郷町役場では、次のことを行うよ。

- 1 東郷町の状況に応じた計画を作って、その計画を進めていきます。
- 2 東郷町の行う様々な仕事では、それぞれ環境の保全、創出に配慮して実施します。



条例を守らないと何か罰則があるの？

この条例は、何かを規制したり、支援したりするための条例ではないんだ。だから、この条例の条項を守らなくても罰則などはないんだ。でも、一人ひとりが地球環境の保全を自分たちの課題や問題として認識して、日常生活やあらゆる事業活動において積極的に環境を守る取り組みを進めてほしいな。

『ギュッと、もうひとしぼり』でごみ減量！

【生ごみの水切り効果】

『ギュッと、もうひとしぼり』で大きじ3杯分（45g）の水切りを町内全世帯が毎日続けると、 $45g \times 365日 \times 17,794世帯$ （令和元年12月末現在）＝約292t 年間で約292tのごみの重量を減らすことができます。

これを東郷町が負担するごみの処理費用に換算すると、約193万円の削減になります。

●生ごみはしっかり水切りをしましょう。

家庭から出るごみの約30%が生ごみで、そのうち約80%が水分です。水分の多いごみを焼却炉に入れると、炉内の温度が下がるため、ごみの焼却により多くの燃料が必要になります。その分余計な費用がかかってしまうのです。ごみのかさが減ることでごみ袋の使用量が減り、省エネルギーにも繋がります。生ごみを捨てる前に、『ギュッと、もうひとしぼり』を心がけましょう。

環境課の窓口では、生ごみ水切り袋を配布しています（無くなり次第終了）。また、100円ショップなどでも水切りグッズが手に入ります。ぜひご利用ください。

◎問い合わせ 環境課 ☎0561・56・0729

皆さんが主体となって、地球環境の保全につとめましょう。

